

10月1日から労災保険の「特別加入」の 加入・脱退などの手続き期間が広がります！

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合、労働局長の加入承認日はこれまで「申請の日の翌日から**14日以内**で申請者が加入を希望する日」でしたが、平成26年10月1日からは「申請の日の翌日から**30日以内**で申請者が加入を希望する日」に変わります。

(業務内容などの変更・脱退についても同様。詳細は下表をご覧ください)

また、給付基礎日額変更の事前申請も、3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でしたが、これからは、3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになります。

これによって、以前に比べ、余裕を持って労災保険の特別加入の手続きをすることができます。

各種手続きの例		手続可能期間	
1	平成26年11月1日から加入したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
2	平成26年11月1日から業務内容などを変更したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
3	平成27年度から給付基礎日額を変更したい場合	これまで	平成27年 3月18日から 3月31日まで (14日間)
		これから	平成27年 3月 2日から 3月31日まで (30日間)
4	平成26年11月1日で脱退したい場合	これまで	平成26年10月19日から11月 1日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 3日から11月 1日まで (30日間)

※4 脱退の場合のみ、当日の手続きも可能

給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします！

- ◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(平成27年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、平成27年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、27年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

